

## 財産の取得につき議決を求めることについて

下記の財産を取得するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 65 号）第 3 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 10 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

- 1 財産の種類及び数量 充電保管庫 250 台
- 2 取得金額 36,844,500 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,349,500 円）
- 3 取得の相手方 滋賀県東近江市幸町 2 番 28 号  
小林事務機株式会社  
代表取締役 小林 弘和

#### 提案理由

タブレット端末を保管する充電保管庫の取得について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。